平成27年 第2回積丹町総合教育会議 議事録

- 1 日時 平成27年12月2日(水)午後4時07分開会
- 2 場所 積丹町総合文化センター 研修室 B
- 3 構成員の出席状況
 - (1) 出席 積丹町長 松井秀紀 積丹町教育委員 土井委員長、郷六委員、新井田委員、的場委員、十河教育長 (2) 欠席 なし
- 4 事務局職員 総務課長 澤田哲、学校教育課長 白濱孝俊
- 5 会議に付した案件
 - 日程第1 第1回積丹町総合教育会議の議事録の承認、署名
 - 日程第2 議案第1号 積丹町総合教育会議運営規程の一部改正について
 - 日程第3 議案第2号 積丹町総合教育会議の傍聴に関する規定の制定について
 - 日程第4 議案第3号 「積丹町総合教育大綱」の素案について 資料「積丹町総合教育大綱素案」 資料「大綱策定にあたり参酌すべき事項と町の計画等との整合性」
- 6 議事録 別紙のとおり

1. 開会

松井町長 ただいまから、平成27年 第2回総合教育会議を開催いたします。

本日は、先にご案内しておりますとおり、日程4件の案件を予定しております。慎重かつ円滑なご審議にご協力をお願いいたします。

2. 議事

松井町長 日程第1 第1回積丹町総合教育会議の議事録の承認、署名を議題としたいと思います。

積丹町総合教育会議設置要綱及び総合教育会議運営規程の定めるところにより、議事録の作成、公表には、承認と署名をいただき、公開する扱いとなっております。

従いまして、第1回会議の議案は事前に配布させていただき、ご確認していただいておりますが、内容につきましては、ご異議ございませんでしょうか。

(異議無しの発言)

松井町長 それでは異議はないものとし、これから署名していただきますので、よろしくお願い します。

(出席者全員が署名した。)

以上で日程第1を終わらせていただきます。

- 松井町長 続きまして、日程2 議案第1号 積丹町総合教育会議運営規程の一部改正について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
- 澤田総務課長 ただ今議題となりました、運営規程の一部改正についてですが、運営規程は本年第1回の総合教育会議で議決いただいたものですが、今回の改正は、会議終了後、速やかに議事録を公表しようとするため、第4条前回議事録の承認を削除し、第5条を議事録作成の時期を明確にし、議事録への異議の申し立ての方法、そして要綱では町の掲示板において公表することとなっていますが、ホームページでの公表も明文化するため改正するものであります。

今回のように第1回と第2回の会議の開催の期間が長く空きますと、議事録の公表が遅くなることから、それを解消しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

松井町長 ただ今、事務局から議案第1号につきましての説明がありましたが、ご意見その他、 ご質問はございませんでしょうか。

(無しとの発言)

松井町長 無いようですので、議案第1号 積丹町総合教育会議運営規程の一部改正については、 ただ今ご提案したとおり改正することでよろしいでしょうか。

(異議無しの発言)

松井町長 ありがとうございます。それでは、異議無しということで原案を可決させていただきます。

松井町長 次に、日程3 議案第2号 積丹町総合教育会議の傍聴に関する規程の制定について、

を議題といたします。事務局より説明願います。

澤田総務課長 説明させていただきます。この総合教育会議は、原則公開とすることと要綱で定めております。このため、傍聴に関する規程の整備が必要なことから、今回提案したものです。 以上で説明を終わらせていただきます。

松井町長 説明が終わりましたので、質疑がございましたらご発言をお願いします。

(無しとの発言)

質疑はございませんか。

松井町長 無いようですので、お諮りします。議案第2号 積丹町総合教育会議の傍聴に関する 規定の制定については、議案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの発言)

松井町長 異議が無しとのことでありますので、原案可決とさせていただきます。

松井町長 次に、日程第4 議案第3号 「積丹町総合教育大綱」の素案について、を議題といた します。事務局より説明願います。

澤田総務課長 総合教育大綱素案について、説明させていただきます。

参考事項として3ページに記載してあります内容は、第1回会議の際にもお示ししている文科 省通知内容と現在の町の総合計画ほかの関連計画であります。

第1回会議の際、国が示している大綱策定にあたり参酌すべき事項と現行の町の計画の整合性はいかがな状況にあるのか。とのご意見があったことから、大綱策定にあたり参酌すべき事項と町の総合計画等との整合性という資料を整理しました。本町に関係のない国が示す事項を除くと、総合計画等でほとんどが読み取れる状況にあると判断しております。

大綱素案をご覧ください。2ページですが、「はじめに」として、国の第2期教育振興基本計画の閣議決定から、法律の改正など最近の動向を受け、教育大綱を策定すること。

「1. 大綱の位置づけ」、「2. 関連計画との関係」として、町の最上位計画である第5次積 丹町総合計画を尊重し、その他、社会教育中期計画や子ども子育て支援事業計画を踏まえること。「3. 大綱の期間」は、総合計画の残りの期間、平成28年度から平成33年度までの6年間とするが、情勢の変化や総合計画などの改定があった場合は、総合教育会議で協議することとしております。

3ページをお開きください。大綱の策定にあたっては、ただいま説明しましたように、町の総合計画を基本とすることとし、生涯学習分野、豊かな郷土で自ら学び、地域文化を育むまちづくりを1. 基本目標とし、基本構想で記述されている内容を基本目標説明内容としました。2. 基本方針についても基本構想に記述されている内容をそのまま引用し、学校教育、社会教育、文化・スポーツ・レクリエーションとなっているタイトルを、イメージしやすいよう1. 豊かな学力と心身の健全育成、学校教育。2. 生涯学習の充実、社会教育。3. 文化、スポーツの振興、文化、スポーツ、レクリエーションとしたところです。

4ページ、3. 基本施策ですが、総合計画、基本計画の施策の内容の項目を掲げております。 それぞれの分野に四角の点だけの部分がありますが、ここには総合計画に記述されていない、 最近の動向により記述すべき内容があれば追加のご意見をいただければと考えております。 1ページをお開きください。1ページは、ただ今説明しました大綱の内容を網羅した体系、 イメージが一目でわかるように整理したものです。

以上、大綱素案の策定の考え方を説明させていただきました。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

松井町長 ただ今事務局から、総合教育大綱素案について、制定の趣旨などを含め説明がありましたが、補足的に教育委員会事務局からの説明がありましたらお願いします。

白濱学校教育課長 教育委員会事務局はありません。

松井町長 教育長からはどうでしょうか。

十河教育長 補足説明はありません。

松井町長 素案についての説明が終わりましたので、内容等についてのご質疑があればお願いします。

松井町長 事務局からの説明にもありましたとおり、今回の素案につきましては、国の参酌すべき事項と、町の総合計画、子ども子育て支援事業計画などと対比しても概ねクリアされているのではないかと考えております。また、町の第5次総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画からなっておりますが、それらのものとの整合性もとったつもりでございますが、資料、大綱素案の1ページ、3つの基本方針とその施策について、いずれの欄も、これが全てではありませんので追加することも可能かと。確かな学力と心身の健全育成に四角いポツが6つありますが、これに追加して大綱を定めるということは、差し支えのないことでございますので、以下、生涯学習の充実にしても、文化・スポーツ活動の振興にしても追加することが考えられます。また、4ページにあります基本施策のところにつきましても、学校教育関連では、確かな学力の向上から教育環境の整備・充実まで6点ほど掲げておりますが、これに追加して、今日的な課題に対応するものがあるのとすれば、そういったものも網羅するということもあってもよろしいのではないかと考えておりますので、忌憚のないご意見をお寄せ願います。

松井町長 郷六委員

郷六委員 総合計画を作ったときには、教育分野については、練りに練った取り組みをしていた と感じています。

松井町長 土井委員長

土井委員長 6年間の期間という中では、流れも変わるということもあり、施策に追加できることは良いことだと思います。

松井町長 直近で、総合計画が策定された一方、主だったもののというと子ども子育て支援事業 計画が新しく我が町に制定されたということ。また、子どものいじめの防止に関する条例が制 定されたという、二つが大きくあるかと思います。そういった観点からはいかがでしょうか。 子ども子育て支援事業計画については、町の総合計画との整合性をとってきたところであり ますが、いじめ防止条例についてはいかがでしょうか。

十河教育長 いじめの防止に関する条例が制定されたところですけれども、いじめだけでなく不 登校などもでてきますが、豊かな心の育成という項目がありますので、この中で相手を思いや る気持ちの育成なども入ってきますので、新たに項目を起こすまではいかなくてもよいのでは ないかと思っています。

それと、子育て支援の関係で申し上げますと、家庭教育の項目があったり、あるいは青少年教育の推進、そういったところもありますし、地域の学習活動の推進ということで、例えば地域との連携、地域の教育力の活用、そういったところにも読み込みができると思いますので、この点でも十分かなと思っています。

感想にもなりますが、基本方針で3つの項目の立て方ですが、総合計画では学校教育や社会教育、そういった立て方になっていますが、先ほど事務局からも説明がありましたけれども、確かな学力や心身の健全育成などとした項目の立て方は、良く表されていてぴったりと思っています。

もう一つあるのが、2ページ目の関連計画との関係ですけれども、ここのところで2行目に「最上位計画である第5次積丹町総合計画を尊重し、その生涯学習分野における云々」と書かれているんですけども、ここで「尊重し」となっておりますが、町の総合計画は一番上位にあるので、「尊重し」ではなく、「総合計画をもとに」とか、そういったようにしたほうがよいかと思います。

総合計画を基本にと言ってしまうと、また次のところで基本目標といった同じような基本という言葉が出てくるので、どういう言い回しが良いのかはわかりませんが、ただ、尊重しというと、総合計画と関連なく作っているように見えますので、もとにとかが良いのではと思いますが。

- 松井町長 事務局から、直ぐに、例えばこういった言葉が良いのではといった案は出ますでしょ うか。
- 松井町長 今日のご意見をいただいておりますのは素案ということですので、次回の総合教育会 議までに事務局で検討してもらうこととし、その間、教育委員会も開催されるであろうと思いますので、事務局に代案を示していただくということでよろしいでしょうか。
- 松井町長 それでは、ご意見をいただいた部分の記述について修正等を行いまして、次回の総合 教育会議にお諮りするとしたいと思いますが、その他何かございますか。

(無しとの発言)

松井町長 次回、大綱案ということでお諮りするべく準備を進めさせていただきたいと思います。

3. 閉会

松井町長 本日予定しておりました日程につきましては終了いたしました。委員各位のご協力に 感謝申し上げます。これをもちまして、第2回総合教育会議を閉じさせていただきます。 どうもありがとうございました。